

船舶事故調査報告書

令和7年10月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年3月9日 16時30分頃
発生場所	愛知県美浜町富具崎港北北西方沖 野間埼灯台から真方位340° 1.7海里付近 (概位 北緯34°47.1′ 東経136°50.0′)
事故の概要	プレジャーボート ^{クレスト} CRESTⅢは、のり養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年4月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート CRESTⅢ、16トン
船舶番号、船舶所有者等	240-71812愛知、三井住友ファイナンス&リース株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ及びドライブユニットに擦過傷 のり養殖施設 網及び枠のロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の初期 日没時刻：17時55分頃
事故の経過	本船は、入渠及び主機の試運転を終えて、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、愛知県常滑市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）に向けて回航を開始した。 船長は、GPSプロッターの画面にのり養殖施設（以下「本件施設」という。）が表示されているのを確認し、約10～12ノットの対地速力で、手動操舵により富具崎港北北西方沖を北北西進していた。 船長は、主に目視で見張りをしており、ふとGPSプロッターの画面を見て本件施設に進入していることに気付き、本件施設の外に出ようと左舵を取ったところ、本船が本件施設内ののり網及び枠のロープに乗り揚げた。 船長は、海上保安庁及び本件マリーナに救助を依頼し、来援した巡視艇に同乗者4人と共に救助された。 本船は、本事故発生の翌日、海上保安庁及び本件マリーナの船舶により引き出されて本件マリーナにえい航された。 船長は、ふだん本件施設から離れた海域を航行していたが、本事故当日は、暗くなる前に本船を本件マリーナに着けようとして最短距離を通航しようと思い、GPSプロッターを活用して船位の確認を行わ

	ずに航行していた。 本船の喫水は、船首不詳、船尾約 1.13m であった。 船長及び同乗者 4 人は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、北北西進中、船長が、GPSプロッターに本件施設が表示されていたものの、目視のみで航行し、船位の確認を適切に行っていなかったことから、本件施設に進入したことに気付かず、本件施設内ののり網に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、暗くなる前に最短距離を通航して本船を本件マリーナに着けようとしたことから、GPSプロッターを使用せず、目視のみで航行したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北北西進中、船長が、GPSプロッターに本件施設が表示されていたものの、目視のみで航行し、船位の確認を適切に行っていなかったため、本件施設に進入したことに気付かず、本件施設内ののり網に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、慣れた海域においても、適切にGPSプロッターを活用し、船位を確認しながら操船すること。 ・ 小型船舶の船長は、航行中、定置網や障害物から安全な距離をとること。